

姫路市教育委員会会議録（令和 7 年 2 月）

○ 日 時 令和 7 年 2 月 13 日（木）午後 2 時から

○ 場 所 教育委員会会議室

○ 開 会（午後 2 時）

日程第 1 会議録署名委員の指名等

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議事

議案第 3 6 号 令和 7 年度教育委員会関係予算について

議案第 3 7 号 令和 6 年度姫路市一般会計補正予算（第 9 回 教育委員会事務局所管分）について

議案第 3 8 号 姫路市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る臨時代理の承認について

議案第 3 9 号 姫路市教育職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定に係る臨時代理の承認について

議案第 4 0 号 姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る臨時代理の承認について

議案第 4 1 号 姫路市立総合教育センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 4 2 号 地方自治法第 1 8 0 条の 7 の規定に基づく協議について

議案第 4 3 号 姫路市における今後の小中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について

議案第 4 4 号 令和 7 年度学校園教育指針について

日程第 4 報告

1 市立小・中・高等学校体育館の空調整備完了予定年度について

2 姫路市教育振興基本計画（案）に関する市民意見（パブリック・コメント）の募集結果について

3 姫路市教職員・児童生徒意識調査 2 0 2 4 の調査結果について

4 教育委員会事務局における令和 8 年度の指定管理者制度更新予定施設について

5 市立学校園における包括管理業務委託の導入について

6 （仮称）姫路市立高等学校の内容について

7 姫路市青少年センター個別実施計画案の策定について

日程第 5 次回委員会開催日時等

日程第 6 その他

○ 出席者（委員）久保田教育長、中野委員、森下委員、山下委員、角谷委員

（事務局）平田教育次長、平山教育次長、松本教育総務部長、山下教育企画室長、
森学校教育部長、砂山生涯学習部長、
太田総合教育センター所長兼育成支援課長、干谷城内図書館長、

加野学校施設課長、藤保教育企画室主幹、宮崎教育企画室主幹、
沖端教職員課長、角倉学校指導課長、田淵健康教育課長、
大西健康教育課主幹、松本人権教育課長、古林教育研修課長、
儀武生涯学習課長、春井埋蔵文化財センター館長、濱田総務課長
(書 記) 島田総務課係長、平野総務課主事

○ 議事の内容
教育長

- ただいまから定例の教育委員会を開催いたします。
- 本日の出席者数は、定足数に達していますので、委員会は成立いたしております。
- それでは、これより日程に入ります。
- 日程第 1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。
本日の会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により山下委員を指名します。
- 次に、事前にお配りしております前回の定例会の会議録について、御意見はございませんか。
- 特に御意見もないようですので了承したいと思います。
- 次に、日程第 2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期は、本日限りとさせていただきます。
これに御異議はございませんか。

(委 員)

〔異議なしの声あり〕

教育長

- 異議なしと認めます。よって提案のとおりといたします。
- それでは、日程第 3 議事及び日程第 4 報告 に入りたいと思いますが、
報告事項の 5 市立学校園における包括管理業務委託の導入について
報告事項の 6 (仮称) 姫路市立高等学校の内容について
報告事項の 7 姫路市青少年センター個別実施計画案の策定について
が追加となっております。
- 議事に先立ち、議案及び報告事項の公開又は非公開の決定について、お諮りしたいと思います。
- 議案第 36 号から 40 号までは会議規則第 15 条第 3 号に規定する「教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件」に該当し、議案第 43 号並びに報告事項の 1、2 及び 5 から 7 までは同条第 6 号に規定する公開が不適当な事件に該当するため、非公開にすることが適当であると考えます。
- また、議案第 36 号から 40 号まで及び 43 号並びに報告事項の 1、2、5 及び

7の会議録につきましては、会議規則第13条第4項の規定に基づき、市議会での審議が終了した後に公表したいと考えますが、賛成の方は举手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第36号から40号まで及び43号並びに報告事項の1、2及び5から7は非公開と決定します。
- また、議案第36号から40号まで及び43号並びに報告事項の1、2、5及び7の会議録については、市議会での審議が終了した後に公表することと決定します。
- なお、会議の進行上、公開案件から審議いたします。
- それでは、
議案第41号 姫路市立総合教育センター条例施行規則の一部を改正する規則
の制定について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (総合教育センター所長 議案第41号について説明)
「改正の理由」でございますが、1点目は、兵庫県高等学校生徒指導協議会中播磨支部から、高等学校少年補導委員担当教員について任を解いてほしい旨の申出を受け、令和5年3月31日をもって少年補導委員の任を解いております。教職員の勤務時間適正化を図る一環として、さらに市立学校少年補導委員担当教員の負担軽減を推し進める必要があります。2点目は、かねてから、少年補導委員の解任要件について問い合わせがありましたが、現行の姫路市立総合教育センター条例施行規則においては解任に係る規定がありません。以上2点を踏まえ、少年補導委員の数を減じるとともに、解任要件を規定しようとするものでございます。
「改正の内容」でございますが、1点目は、少年補導委員の数を「360人以内」から「234人以内」に変更いたします。2点目は、委員の要件として「1週につき1回以上」従事できる状態としていたものを、「2週につき1回以上」に変更いたします。3点目は、少年補導委員の解任要件として、辞任の申出があったとき、委員としての要件を満たさなくなったときなどの要件を規定いたします。
「施行期日」でございますが、令和7年4月1日としております。

教育長

- この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

少年補導員数が126名減、かつ、従事できる状態が2週につき1回以上となることで、延べ人数として相当程度減となりますが、対応可能でしょうか。

(答)

子供に対する声掛け数等を統計として取っており、年々減少傾向にありますの

で、人数及び回数について改正案のとおり減じても、十分対応できると考えております。

教育長

- それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第 41 号 姫路市立総合教育センター条例施行規則の一部を改正する規則
の制定について
原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委 員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第 41 号は原案のとおり可決しました。
- 次に、
議案第 42 号 地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づく協議について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (総務課長 議案第 42 号について説明)
「趣旨」につきましては、教育委員会の権限に属する事務のうち、姫路市立学校体育施設の利用に関する規則に基づく体育施設の利用に関する事務、いわゆる学校開放事業につきまして、地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づき、市長の補助機関である職員に補助執行させるため、協議の申入れを行おうとするものでございます。
「協議の理由」につきましては、当該事務は、従前から市長の事務部局である観光経済局スポーツ振興室で行っておりますが、市長と教育委員会との地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づく協議が未了であったため、この度協議の申入れを行おうとするものでございます。
「補助執行させる事務」につきましては、姫路市立学校体育施設の利用に関する規則に基づく体育施設の利用に関する事務、でございます。
「補助執行の開始日」につきましては、令和 7 年 4 月 1 日でございます。

教育長

- この件について、各委員は質疑を願います。
- それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第 42 号 地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づく協議について
原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委 員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第 42 号は原案のとおり可決しました。

教育長

- 次に、
議案第 44 号 令和 7 年度学校園教育指針について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (学校教育部長 議案第 44 号について説明)

「学校園教育指針」の趣旨でございますが、本指針は、「姫路市教育振興基本計画」の理念に基づき、本市における教育活動の充実を図り、各学校園が魅力ある学校教育の推進を協働実践するためのものとして作成しております。

令和 7 年度は、この「学校園教育指針」をデジタルリーフレットとして作成いたしました。これまでの「学校園教育指針」は 30 ページ程度の冊子であり、近年は印刷数を減らして主にデジタル版を各学校園に提供しておりました。紙からデジタルへの移行により、教育振興基本計画に関する情報の重複部分を簡素化し、1 枚のリーフレットにまとめることで、教職員に重点項目が伝わりやすくなるよう工夫いたしました。第 3 期姫路市教育振興基本計画及びその P R 版と合わせて、活用していきたいと考えております。

令和 7 年度重点項目につきましては、5 点でございます。

1 点目は、「子供がワクワクする授業づくり～『探究的な学びを軸に』～」です。総合的な学習の時間などを中心として、問題発見・解決能力を育む「探究的な学び」を充実させてまいります。「探究的な学び」を軸に、幼稚園から高等学校まで、子供の育ちと学びをつないでまいります。

2 点目は、「教育 D X の推進～デジタル学習基盤の活用を前提とした学びの変革～」です。1 人 1 台端末やクラウドサービス等の活用を前提として、確かな情報活用能力を育み、子供たちが自分自身の可能性を広げ、他者と協働することで、お互いを高め合う学びを実現します。また、多様なニーズのある子供たちに対応する観点も含め、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて取り組んでまいります。

3 点目は、「特別支援教育の充実～すべての子供たちの成長を促すために～」です。個々の教育的ニーズに応じ、学校・保護者・子供の合意の基で、実施可能な合理的配慮や適切な支援を充実させます。校園内支援体制をさらに強化し、全ての子供たちが生き生きと学校園生活を送れる環境を、学校園全体で整えてまいります。

4 点目は、「魅力ある学校づくり～心の通い合う生徒指導の推進～」です。近年、いじめや不登校、問題行動、児童虐待等、生徒指導上の課題が多様化しております。特に、いじめや不登校について、未然防止の取組として「魅力ある学校づくり」を推進いたします。また、I C T を活用した個別支援の充実及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携した「チーム学校」による組織的対応の徹底を図るなど、心の通い合う生徒指導に取り組んでまいります。

5 点目は、「働き方改革の推進 ～教職員が子供の教育に注力できる環境の構築～」です。教育の質の向上を図るため、会議や学校行事の縮減・精選、外部人材

の活用、ICTを活用した校務・業務の効率化により、教職員が子供と向き合う時間を確保します。また、部活動の地域展開をはじめとした教職員の業務の適正化や、超過勤務時間の削減への取組を進めるとともに、教職員の協力・協働により、ストレスを抱え込まない働きがいのある職場環境づくりを進めてまいります。

2月10日の全市校園長会の場で、令和7年度の教育方針を説明いたしました。この「学校園教育指針」は、3月下旬にデータで各学校園に配布し、校園内研修等で全教職員に周知させるなど、あらゆる機会を通じて活用してまいります。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問) 「働き方改革の推進」において、「学校行事の縮減・精選」とありますが、どのようなことをイメージしているのですか。

(答) 例えば、運動会や音楽会について、そのために特別な練習をするのではなく、普段の授業の成果を発表する場にしたいと考えております。

(問) 今までは、「運動会等行事の日を目指して頑張りましょう。」という形で進めていましたが、今後は、普段の授業の流れの中で発表する、オープンスクールのようなイメージになるのでしょうか。

(答) 学校行事の内容は学校長が決めることとなっているため、普段の授業の中で発表する学校もあるでしょうし、従来どおり、運動会等行事として目標を設定した上で休日に実施する学校もあると思います。

(問) ワクワクする授業づくりや特別支援にかかわる部分だと思うのですが、学校生活のスタートで上手くはじめない場合、ワクワク感は引き出せないと思います。保幼小連携とよく言われていますので、「連携」の部分はどうやってくみ取ってもらうのが課題ではないかと感じています。学校に上手くなじむことができれば、不登校も長期欠席もいじめも大きく減少するのではないのでしょうか。「つながる教育」をどうするのか、子供たちが育ってきた環境を学校へどう反映させていくのか、保幼小連携の担当者がコーディネートして進めておられると思いますが、インパクトが弱く、やっているのであれば周知の仕方に問題があると思います。周知が弱いと実践していると感じるのも難しいと思いますが、その辺りはどう考えていますか。

(答) 学校園教育指針はリーフレット1枚にコンパクトに収めることで、いつでも教職員が見られるようにという点を強く意識しています。書くスペースが限られているため、細かい部分までは書ききれないところがございますが、学校訪問や研修などの機会を通じて、リーフレットを基にしながら細かな部分を説明する形で取組を進めてまいりたいと思います。

(意見)	十分に取り組んでいただいていることは分かりますが、「つながりを意識した」という内容を1行でも加えていただくと、「思いが見える化」と思いますので、検討をお願いいたします。
(答)	「探究的な学びを軸に」という部分に関しましては、就学前から高校までを「探究」でつなぐことについてのリーフレットを1枚作成しています。学校訪問時はもちろんですが、就学前施設やそれ以外の場所でも配布できたらと考えています。
(意見)	せっかく取り組んでいただいていますので、少しでもやっていることが分かる形で表に出ればよいと思います。
教育長	○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。 議案第44号 令和7年度学校園教育指針について 原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。
(委員)	[挙 手]
教育長	○ 全員賛成と認め、議案第44号は原案のとおり可決しました。 ○ 次に、 報告事項の3 姫路市教職員・児童生徒意識調査2024の調査結果について 事務局からこの件について説明してください。
(事務局)	○ (学校指導課長 報告事項の3について説明) 教職員調査につきましては、授業改善の取組として進めている『『アウトプット』をキーワードとした授業づくり』に対する教職員の意識に関する項目を追加し、計28項目で実施いたしました。児童生徒調査については、ICT教育についての項目を精査、一部修正し、計30項目について実施いたしました。 資料において、調査結果を示しております。ここでは、今年度、市立学校園が重点項目として充実・進化に取り組んだ、「働き方改革の推進」、「特別支援教育の充実」、「分かる授業の推進」、「教育の情報化の推進」、「心の通い合う生徒指導の推進」に関する項目について、報告いたします。 まず、教職員意識調査でございますが、「特別支援推進事業」について、地域支援申請件数は、昨年度同時期と比較して23件増となっており、継続的な申請に加え、新たな申請も多くなっております。また、地域支援により、特別支援学校教員など外部から専門的な助言を受け、具体的な支援方法など、個別の指導計画を生かすことができております。 次に、「授業改善に対する教職員の意識」についての項目でございますが、全体的に数値が上昇しております。これは、小中学校において、「主体的・対話的

で深い学び」のメッセージが浸透し、授業改善への教職員の意識が高まっていること、ICT端末の活用による「個別最適な学び」と「協働的な学び」が充実し始めたことなどが要因だと考えております。また、「アウトプットをキーワードとした授業づくり」リーフレットにより、授業改善の具体的な方向性を教職員が共通理解できたことも、数値上昇の一因だと考えております。

次に、「教職員の勤務時間適正化」についての項目でございますが、勤務時間の適正化や業務改善を意識した取組ができていると捉える教職員が、小学校で減少、中学校で増加しております。小学校では、昨年度に比べて欠員が増加したことにより、教職員の負担感が増えたことが、業務改善への意識が低下した要因の一つだと考えております。中学校では、部活動の地域展開に係る協議が進められており、このことも意識の高まりの一因になっていると考えております。

次に、児童生徒意識調査についてでございますが、「児童生徒の教職員への相談」について、肯定回答率が増加傾向にあるのは、学校が日頃から心の通い合う生徒指導の推進に向けて、児童生徒が教職員に相談しやすい関係づくりをはじめ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を含めた「チーム学校」として、児童生徒の一人一人の内面理解の深化に努めるなど、教育相談体制の充実を図っているためであると考えております。引き続き、子供の心身の状況把握に注力するとともに、全教職員で情報共有を密に図り、子供の些細な変化を見逃さないよう努めてまいります。

次に、「児童生徒のICT機器の利活用」についての項目でございます。今年度新設の項目でございますが、小中学校ともに80%を上回っており、児童生徒による1人1台端末を活用した学びのスタイルが着実に定着していると考えております。

次に、「児童生徒の主体的・対話的で深い学び」についての項目でございますが、数値が上昇しております。これは、2022年度から3年間、市教委からアウトプットをキーワードとした授業づくりの重要性を発信し続けてきた成果と考えております。特に、「話し合う活動」については、開始年度と比べると大きく数値が向上しております。授業において、児童生徒のアウトプットが効果的であるとの認識が高まり、児童生徒の学びがよりアクティブになっていると考えております。

次に、「児童生徒の自尊感情」についての項目でございますが、小中学校ともに増加しております。各学校において、児童生徒が安全、安心な学校生活を送ることができる「居場所づくり」や「絆づくり」が推進されていることが、児童生徒の自尊感情の肯定的な回答につながっていると考えております。また、学校行事をはじめ、地域的行事、体験活動の本格的な再開により、地域の中で役割を担う場面が増加し、他者から認められる経験をする機会が増えたことも一因と考えております。

本調査の結果につきましては、既に各校に送付し、活用をお願いしております。また、今後、全市的な共有を図りながら、さらなる取組の改善に努めたいと考えております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(意見)

図書館の本の活用に関する肯定的回答率がかなり低く、「読書は好きですか」という問いへの回答率も、低くなっています。ICT教育が進み、インターネットで調べる方が早くて情報量も多いという状況が要因の一つだと思うのですが、インターネットの活用ではどうしても受動的な情報取得になってしまいます。活字から情報を拾って咀嚼^{そしやく}し、吸収して自分でまとめるというのは、物事を考える上でのベースとして非常に大切なことです。そのようなベースがあって、さらにICT教育の活用が伴えば、より深くて幅広い活動ができると考えますので、図書館の本や新聞等も活用していただきたいと思います。ICTの活用の推進はもちろん重要なことですが、活字から自分で情報を拾って咀嚼^{そしやく}するということもぜひ、学校として強化していただきたいと思います。

(答)

小学校の低学年は授業として図書室へ行く時間を設けていますが、中学校では朝の読書時間を取り入れているところが一部あるものの、放課後も忙しく、本を読む時間を確保するのはなかなか難しい状況です。ICTの活用と並行して、活字から情報を取得した上でまとめるという基本的な部分についても、学校司書等を活用しながら取り組んでまいりたいと思います。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の3についてはこれで了承したいと思います。

教育長

○ 次に、
報告事項の4 教育委員会事務局における令和8年度の指定管理者制度更新
予定施設について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (城内図書館長 報告事項の4について説明)
令和7年度に指定管理者の選定手続を行い、8年度に更新する予定の施設について、報告いたします。
更新予定の施設は、姫路市立図書館飾磨分館及び飾磨分館ホール等、具体的には、飾磨分館、網干分館、広畑分館及び安富分館並びにこれらに併設するホールで、募集方法は公募、運営財源は一部指定管理料及び利用料金、指定期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。
施設の分類につきましては、「公の施設の分類一覧」のうち「民間事業者のノウハウの導入により、市民サービスの向上や施設の効果的かつ効率的な運営が図られることが期待できる施設」に該当します。所管課は城内図書館でございます。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

○ それでは、特に意見等もないようですので、報告事項の4についてはこれです承したいと思います。

○ それでは、非公開案件の審議に入ります。

○ 議案第36号 令和7年度教育委員会関係予算について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (教育次長 議案第36号について説明)

令和7年度歳入歳出予算のうち、教育に関する事務に係る部分に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長への意見の申出を行おうとするものでございます。

歳入及び歳出の科目別予算額一覧表でございます。主な内容や令和6年度当初予算と比較して大きな増減が見られる科目について、説明いたします。

まず、歳入でございます。「45款 分担金及び負担金」から「90款 市債」まで、合計欄に記載のとおり、総額125億535万9千円で、前年度に対しまして、54億8,025万5千円、78.0%の増額となっております。増減の主なものについて、説明いたします。まず、「60款 県支出金」が1億6,069万7千円で、2,144万5千円の増額となっております。これは主に、中学校部活動指導員の配置に係る中学校費補助金の皆増によるものでございます。次に、「90款 市債」が92億5,900万円で、56億8,100万円の増額となっております。これは主に、学校給食運営事業に係る徴収金新システムの構築及び学校給食センター整備事業に係る教育総務債の増額、市立高等学校の再編・新設に伴う高等学校債の増額並びに幼稚園施設の改修に伴う幼稚園債の皆増によるものでございます。

次に、歳出につきましては、全て「55款 教育費」で、「10項 教育総務費」から「職員報酬給与費」までの総額282億550万円で、前年度に対しまして、62億9,815万4千円、28.7%の増額となっております。増減の主なものについて、説明いたします。「10項 教育総務費 23目 保健体育費」が、2億3,528万8千円の増額となっております。これは主に、物価高騰の影響等による給食物資購入事業経費の増によるものでございます。また、「32目 総合教育センター費」が、2億223万7千円の増額となっております。これは主に、小・中・義務教育学校で利用している校務支援システムの契約満了に伴い、新たに退勤管理や文書管理機能等を実装させたクラウドサービスに更新するために必要な経費の増によるものでございます。また、「15項 小学校費 20目 学校建設費」が、11億6,761万8千円の増額、「20項 中学校費 20目 学校建設費」が8億5,165万円の増額となっております。これらは主に、屋内運動場への空調機整備に伴う施設整備費の増によるものでございます。また、「25項 高等学校費 20目 学校建設費」が35億7,419万円の増額となっております。これは主に、市立高等学校の再編・新設に伴う用地取得事業費の増によるものでございます。「38項 文化振興費 45

目 科学館費」が、6,872 万 5 千円の減額となっております。これは主に、プラネタリウム設備の整備完了に伴う減によるものでございます。また、「55 目 図書館費」が、3,141 万千円の増額となっております。これは主に、城内図書館・分館の奉仕等業務に係る人件費の増によるものでございます。また、「45 項 青少年教育費 15 目 野外活動運営費」が、2,424 万 9 千円の増額となっております。これは主に、旧そうめん滝キャンプ場の解体撤去工事費等の増によるものでございます。

次に、教育委員会の令和 7 年度の主要事業の概要について、説明いたします。

まず、「より良い教育環境の整備」の「小・中・高等学校の『一気通貫型』探究学習」につきましては、新市立高等学校の開校を契機として、本市の教育をさらに魅力的なものとするため、小・中・高等学校を一気通貫する「姫路型」探究学習カリキュラムを開発するとともに、市立小・中・高等学校の教員に対し、探究学習についての研修や伴走型の支援を実施いたします。

「子どもの学校改革応援事業」につきましては、ふるさと納税を活用したクラウドファンディングを実施し、学校からの提案を踏まえ、空き教室を子供たちが生き生きと活動できる空間にリノベーションいたします。

「ICTを活用した教育の推進」につきましては、「学習プラットフォームの充実」を図るとともに、「1 人 1 台端末を活用した『心の健康観察』事業」として、児童生徒が発する SOS を早期に発見するため、1 人 1 台端末に児童生徒が心身の状態を毎日記録することにより、きめ細かなケアを実施いたします。

「誰一人取り残されない教育の推進」につきましては、不登校児童生徒支援員等による支援の充実、「いじめ相談窓口」の設置によるいじめ対策の強化を図るとともに、「フリースクール等の利用支援」として、不登校生徒の学習支援や教育相談などを行っている民間のフリースクール等に通う際、月 1 万円を上限として対象経費の 2 分の 1 を助成いたします。

「部活動の地域展開の推進」につきましては、子供たちが将来にわたり多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむことができるよう、中学校部活動の地域展開を推進する地域クラブ活動「姫カツ」の参加校等を拡大いたします。

「教職員の働き方改革の推進」につきましては、「新たな校務システムの導入」として、事務の効率化やペーパーレス化に加え、勤務状況を可視化することで、教職員の過重労働を防止するとともに、児童生徒と向き合う時間を創出するため、勤怠管理や文書管理等を行う新たな校務システムを導入いたします。また、「スクール・サポート・スタッフの配置」として、教職員の負担軽減を図り、教職員が子供の教育に注力できる環境を構築するため、市立学校において教育に係る事務補助等を行うスクール・サポート・スタッフを配置いたします。

「魅力ある市立高等学校づくりの推進」につきましては、（仮称）姫路市立高等学校の開校準備及び旧中央卸売市場跡地への新校舎建設に向けた取組を推進してまいります。また、グローバル教育の推進として、より多く生徒が海外で学べるよう、対象経費の 2 分の 1 としている海外姉妹都市交換交流事業補助金の一人あたりの上限額を 12 万円まで拡充いたします。

「市立学校園の施設管理・整備」につきましては、「市立学校園における包括管理委託の導入」として、安全・安心な教育環境を確保するため、市立学校園における保守・点検・修繕等について、包括的な管理業務委託を令和8年度から導入いたします。また、「市立学校体育館の空調整備」として、教育環境の改善と避難所としての機能強化を図るため、令和8年度までに全ての市立学校の体育館に空調を整備いたします。

「郷土教育の推進」につきましては、世界遺産学習連絡協議会が主催する「世界遺産学習全国サミット in ひめじ」の開催に合わせて、姫路城を核とした郷土学習の取組を市内外に発信いたします。「埋蔵文化財の保存・活用」につきましては、「埋蔵文化財センター開館 20 周年記念展の開催」として、国指定重要文化財「宮山古墳出土品」を 10 年ぶりに公開するとともに、記念講演会や体験学習会等を開催いたします。また、「播磨国分寺跡整備事業」として、史跡播磨国分寺跡の用地を取得するとともに、保存活用のための整備手法を検討いたします。

「ゼロカーボンシティの推進」の「市役所のカーボンニュートラルの推進」につきましては、エネルギー消費量及びCO₂排出量を削減するため、学校施設の既存照明を順次LED照明へ更新いたします。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(意見)

ふるさと納税のクラウドファンディングについては、1 回目が無事に達成できてよかったと思っています。以前も触れましたが、各学校の生徒が自分たちの学校をよくするために色々と提案するはずですので、フィルターは必要ですが、選抜制ではなく、多発的に色々な学校が手を挙げられる形で考えていただく方がよいと思います。子供たちが自分たちの学習環境を考える、学びの機会の一つになると思いますので、ぜひそのような方法も検討いただきたいです。

(答)

以前の説明時にも同様の御意見をいただきましたので、来年度は市内の全学校からアイデアを募集したいと思っています。

(問)

「地域クラブ活動『姫カツ』の参加校等拡大」とありますが、「姫カツ」は市内の全学校が参加するのではなく、参加校を呼びかける形なのですか。

(答)

令和8年度9月においては、休日の部活動が全て地域展開となりますので、全学校の全競技が姫カツの対象となります。令和7年度は実証事業の段階で、中には一部の学校しか参加しない競技がございますので、「参加校等を拡大」としております。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第 36 号 令和7年度教育委員会関係予算について

原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委 員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第 36 号は原案のとおり可決しました。
- 次に、
議案第 37 号 令和 6 年度姫路市一般会計補正予算（第 9 回 教育委員会事務局所管分）について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- （教育次長 議案第 37 号について説明）
令和 6 年度姫路市一般会計補正予算（第 9 回教育委員会事務局所管分）に関して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、意見の申出をしようとするものでございます。
まず、「第 1 表 歳入歳出予算補正」でございますが、歳入予算につきまして、「55 款 国庫支出金」を 6 億 4,143 万 1 千円、「90 款 市債」を 10 億 9,750 万円、合計 17 億 3,893 万 1 千円、歳出予算につきまして、「55 款教育費」を 18 億 3,465 万 1 千円、それぞれ増額補正するものでございます。
内訳につきまして、補正予算事項別明細書で説明いたします。
まず、歳出でございます。「10 項 教育総務費 23 目 保健体育費」でございますが、国の補正予算を活用し、物価高騰の影響による学校給食食材費の増額改定分等として、3 億 7,970 万円を増額するものでございます。次に、「15 項 小学校費」から「35 項 特別支援学校費」までのうち、「20 目 学校建設費」につきましては、令和 7 年度に実施する学校施設の老朽化対策事業及び環境整備事業などの一部が、国の令和 6 年度補正予算に採択されたことにより、「20 項 中学校費」及び「25 項 高等学校費」のうち、「10 目 学校管理費」につきましては、燃料高騰の影響等による学校施設光熱費の増額改定分として、合わせまして小学校費 6 億 2,110 万円、中学校費 8 億 401 万 6 千円、高等学校費 225 万 9 千円、幼稚園費 1,972 万 5 千円、特別支援学校費 100 万円を増額補正するものでございます。次に、「38 項 文化振興費 55 目 図書館費」でございますが、国の補正予算を活用し、燃料高騰の影響等による図書館に係る光熱費の増額改定分として、685 万 1 千円を増額補正するものでございます。
次に、歳入でございます。先ほど歳出で説明いたしました事業の財源として、国庫補助金 6 億 4,143 万 1 千円、市債 10 億 9,750 万円を増額補正するものでございます。
次に、「第 2 表 繰越明許費補正」でございます。「10 項 教育総務費」でございますが、学校給食食材費の増額改定分等を、令和 7 年度に繰り越して実施するものでございます。「15 項 小学校費」から「35 項 特別支援学校費」までにつきましては、国の令和 6 年度補正予算に係る学校施設の整備事業及び屋内運動場空

調機整備事業等の一部を、令和7年度へ繰り越して実施するものでございます。
なお、「25 項 高等学校費」のうち、用地取得事業費につきましては、新市立高等学校の整備に係る用地取得事業の一部を、令和7年度に繰り越して実施するものでございます。

次に、「第3表 地方債補正」でございますが、義務教育等施設整備事業について、起債限度額を10億9,750万円増額し、48億6,870万円とするとともに、利率を年2.5%以内から、年5.0%以内に引き上げるものでございます。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

○ それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。

議案第37号 令和6年度姫路市一般会計補正予算（第9回 教育委員会事務局所管分）について

原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（委員）

〔 挙 手 〕

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第37号は原案のとおり可決しました。

○ 次に、

議案第38号 姫路市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る臨時代理の承認について

事務局からこの件について説明してください。

（事務局）

○ （総務課長 議案第38号について説明）

この条例につきましては、令和7年第1回市議会定例会に議案として提出する必要があったことから、姫路市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則第3条の規定に基づき教育長が臨時に代理いたしましたので、それを報告し、承認を求めるものでございます。

「改正の理由」につきましては、県において人事委員会勧告に従い高等学校教育職及び中学校・小学校教育職の給料表の改編が行われることから、市立学校職員の給料表についても、同様の改編を行うとともに、幼稚園職員について役職定年制の導入に伴う所要の改正を行おうとするものでございます。

「改正の概要」でございますが、1点目は、幼稚園職員の役職定年制の導入に係る対応でございます。幼稚園長が役職定年に達した際に転任する職として、「指導教諭」を設けることとします。なお、指導教諭の職務内容ですが、学校教育法において、指導教諭は、幼児の保育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う、と規定されています。

2点目は、任期付短時間勤務職員の昇給でございまして、採用制度の見直しに

伴って応募年齢が拡大したことにより、昇給制度を改めるものでございます。

3点目は、給料表の改編でございまして、県の高等学校教育職及び中学校・小学校教育職の給料表の改編に準じまして、高等学校職員給料表及び指導主事給料表の改編を行うものでございます。

「施行期日等」でございしますが、施行期日は令和7年4月1日でございます。号給の切替え等につきましては、切替日前後の号給を指定するとともに、切替日前に職務の級を異にして異動した者等について、必要な調整を行うことを規定するものでございます。規則への委任につきましては、条例の施行に関し、必要な事項を教育委員会規則に委任するものでございます。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

○ それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。

議案第38号 姫路市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る臨時代理の承認について
報告のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第38号は、報告のとおり承認しました。

○ 次に、

議案第39号 姫路市教育職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定に係る臨時代理の承認について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (総務課長 議案第39号について説明)

この条例につきましても、議案第38号と同様に教育長が臨時に代理いたしましたので、それを報告し、承認を求めるものでございます。

「改正の理由」につきましては、雇用保険法の改正に伴いまして、必要な規定整備をしようとするものでございます。

「改正の概要」でございしますが、1点目は、雇用保険法において、職業に就いた受給資格者であって一定の者に対して、支給される就業促進手当が廃止されることに伴いまして、必要な規定整備を行います。

2点目は、雇用保険法において、給付日数の延長に関する暫定措置が2年間延長されることに伴いまして、必要な規定整備を行います。

「施行期日等」でございしますが、施行期日は令和7年4月1日でございます。経過措置につきましては、改正の概要の1点目に係る部分について、施行日以後に安定した職業に就いた退職職員に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給について適用することを定めております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

○ それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。

議案第 39 号 姫路市教育職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定に係る臨時代理の承認について

報告のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

(委 員)

[挙 手]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第 39 号は、報告のとおり承認しました。

○ 次に、

議案第 40 号 姫路市教育職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定に係る臨時代理の承認について

事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (総務課長 議案第 40 号について説明)

この条例につきましても、先の議案と同様に教育長が臨時に代理いたしましたので、それを報告し、承認を求めるものでございます。

「改正の理由」につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、超過勤務の制限の対象となる労働者の範囲の拡大や、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備が行われることを受け、国家公務員において同様の改正がなされることを踏まえ、市立学校職員についても同様の改正をしようとするものでございます。

「改正の概要」でございますが、1 点目は、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大でございまして、職員が請求した場合に超過勤務の免除の対象となる子の範囲を、現行の 3 歳未満の子から、小学校就学前の子に拡大するものでございます。

2 点目は、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備でございまして、家族の介護の必要性が生じた職員への両立支援制度の周知・意向確認や、職員への仕事と介護の両立支援制度に関する早期の情報提供及び職場環境の整備を行うものでございます。

「施行期日」は、令和 7 年 4 月 1 日でございます。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

第 16 条の 2 に「配偶者等」とありますが、配偶者だけではなく、親族・姻族・同居・別居等どこまでの範囲が含まれるのですか。条文における「等」は様々な場

面で問題になりますので、何が含まれるのか明確にしておいた方がよいと思います。

(答) 後ほど確認の上、回答させていただきます。

(問) 40 歳に達してから使える仕組みなのか、40 歳以前においても必要な事象が発生すれば使える仕組みなのか。「達する日」ではなく、「達した日」となっていますが、「達した日の属する年度」とあるのは、いつ知らせることになるのですか。

(答) 国家公務員も同様に改正しており、人事院規則で詳細が定められています。運用も含めて追って連絡があると思いますので、分かり次第回答させていただきます。
「40 歳に達した日」は「40 歳の誕生日の前日」となっています。なお、満年齢の考え方として、誕生日の前日がその年齢に達した日になります。

(意見) 「40 歳に達した日」は、例えば、4 月 1 日生まれの人では前年度に当たる 3 月 31 日になります。どの段階で通知するのかは、担当者が決めることになるかと思います。

(答) 通知の方法など具体的なことは、これから決めていくことになります。個別に通知するのか、各職員がアクセスできる庁内ネットワークに掲載するのかなど、検討していきたいと思います。

教育長

○ 他に意見等はございませんか。

○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。

議案第 40 号 姫路市教育職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定に係る臨時代理の承認について

報告のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

(委 員)

[挙 手]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第 40 号は、報告のとおり承認しました。

○ 次に、

議案第 43 号 姫路市における今後の小中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について

事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (教育企画室主幹 議案第 43 号について説明)

「姫路市における今後の小中学校の適正規模・適正配置について (案)」でご

ざいますが、本市では、人口減少に対し「緩和策」だけではなく「適応策」に取り組み、バックキャスティングに施策を立案・展開することとしております。

本市の将来推計人口を基に小中学校の児童生徒数を推計したところ、2024 年では小学校児童数が 27,144 人、中学校生徒数が 13,518 人となっておりますが、2050 年には小学校児童数が 18,789 人、中学校生徒数が 9,906 人となり、約 3 割減少する見込みとなっております。また、近年、全国的に教職員不足が顕在化しており、本市においても不足数は拡大傾向にあるほか、本市の公共施設のうち、学校施設は約 45%を占め、そのうち約 82%の施設が建築後 40 年以上経過するなど、老朽化も進行しております。

こうした状況を踏まえると、本市が将来にわたって持続可能で質の高い「子供中心」の学校教育を提供し続けていくためには、人口減少・少子化に適応した小中学校の規模・配置の適正化を進め、一定規模の児童生徒集団を確保すると同時に、教職員を集約して体制を維持・強化することや、施設の安全・安心を確保することが不可欠でございます。

これまで、令和 2 年 2 月に策定した「姫路市立小中学校適正規模・適正配置基本方針」に基づき、早急な対応が必要な学校から順に学校地域協議会を設け、地域と課題を共有しながら、取組方策について検討・協議を続けてまいりましたが、統合等の取組を早期に進めるべきと考える方がいる一方で、学校に強い思い入れがある方、現段階で取組の必要性を感じていない方も一定数おられます。さらには、協議会委員が過重な責任を感じてしまうことから意見が慎重になり、協議が長期化したり、結論が一つにまとまらないといった状況も生じております。

これらの状況を鑑み、地域の主体性に委ねる学校地域協議会の運営の仕方を見直し、今後は、子供たちにとってより良い教育環境となるよう、行政が主体的に責任をもって、小中学校の適正規模・適正配置の取組をより一層推進していくことが必要であり、基本方針を踏まえた上で、本市における今後の適正規模・適正配置の基本的な考え方を改めて整理するものでございます。

ここからが、その基本的な考え方の本体となります。「姫路市における今後の小中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方（案）」の「基本原則」をご覧ください。

統合の対象校についてでございますが、まず、早急に統合を進める必要がある学校としまして、小学校における複式学級の解消は急務であり、今後 10 年間程度の児童生徒数の将来推計において、学級編制基準上複式学級を有することとなる規模がおおむね 5 年以上続くと見込まれる小学校については、早急に近隣校への統合を進めることとします。なお、新たな小規模特認校の認定は行わないこととしており、これについては、後ほど説明いたします。次に、統合を進める必要がある学校としまして、現状で各学年 1 学級の学校については、統合を進めることとし、その際、クラス替えのできる学校規模となることを目指します。次に、統合の検討を進める必要がある学校としまして、2050 年までの児童生徒数の推計において、各学年 1 学級以下となることが見込まれる学校についても、統合の検討を進めることとします。同じく、クラス替えのできる学校規模となることを

目指します。

続いて、統合を進めるに当たっての考え方でございますが、まず、統合の区域については、同一中学校区内での統合を基本とし、状況によっては中学校区同士の統合も対象とします。

次に、統合時の義務教育学校化についてでございますが、本市では、中学校ブロックごとに小中一貫教育を推進しており、小学校同士を統合する際、諸条件が整う場合は、中学校も含めて義務教育学校にすることも検討いたします。諸条件につきましては、注意書きに記載のとおりでございます。

次に、通学についてでございますが、統合により、通学距離が遠距離となる場合は、スクールバスの導入や公共交通機関による通学の許可などにより、安全な通学手段を確保し、通学時間は、おおむね1時間以内といたします。なお、スクールバスを運行する場合は、地域の状況も考慮し、コミュニティバスとしての活用も併せて検討します。

次に、校地についてでございますが、統合に当たっては、既存の校地を活用することとしますが、土地取得や新たな校舎の建設などについて、既存の校地を活用するよりも低コストかつ通学面など立地上の環境が優れている場合は、この限りでないとしております。

次に、その他についてでございますが、統合の対象校のうち、統合を進める必要がある学校及び統合の検討を進める必要がある学校についても、地域やPTAの方から、統合を早急に進めてほしい等の要望があれば、可能な限り取組を早めることとします。

続いて、「例外」でございますが、基本原則の「例外」として、家島町の学校については、離島地域という特性上、基本原則によらない対応とします。家島中学校と家島小学校については、令和5年12月に、家島校区学校地域協議会から、義務教育学校を設置することを希望する旨の協議結果報告書が提出されており、昨年11月に臨時教育委員会で説明いたしましたとおり、両校を統合し、義務教育学校を設置します。

続いて、「その他」でございますが、まず、学校配置の検討については、学校基本調査による児童生徒数や、国勢調査及び社人研の将来推計人口に基づく本市の将来推計人口を注視し、必要に応じて、さらなる学校配置の検討を行います。

次に、今後の学校地域協議会の運営についてでございますが、今後は、協議会運営の仕方を大きく変え、協議会においては、教育委員会が教育上最も望ましいと考える取組方策を提示し、当該取組方策の実施への賛否を諮るのではなく、通学に関する要望など、より良い教育環境となるための意見や提案を求め、それらについて協議することとします。

次に、既に学校地域協議会を設置し、協議済又は協議中の学校についてでございますが、協議会において、従前の運営方法により協議を進めてきた経緯を鑑み、協議会から提出された報告書の内容を踏まえて、市としての取組方策を決定することとします。

次に、小規模特認校についてでございますが、複式学級を有することとなる規

模の小学校につきましては、今後、校区内の子供がさらに減少すると見込まれ、小規模特認校に認定しても、学校そのものが存続していくかどうかは見通し難いこと、さらに、本市の多くの学校が小規模化していくと想定される現状においては、小規模特認校制度によって、小規模な学校間での子供の取り扱いになりかねないことから、新たな小規模特認校の認定は、基本的に行わないこととします。

次に、通学区域の見直し等についてでございますが、学校を統合する、しないにかかわらず、通学区域の見直しや、申出により就学校を変更できる区域の追加を検討するなど、柔軟な対応を図りながら、子供目線での通学環境の確保に努めていきます。また、熱中症のリスクを考慮し、子供に長距離、長時間の通学をさせないようにするため、統合により通学距離、通学時間が大きく伸びる場合は、スクールバスの運行を検討してまいります。

最後に、「おわりに」として、これまでの学校地域協議会では、基本方針に定める取組方策の全てを選択肢として協議を始めておりましたが、意見がまとまらなかったり、議論が長期化することが課題でございました。そこで、行政が主体的に責任を持って取組方策を提示し、期限を定め、スピード感をもって、より良い教育環境の実現を図ってまいります。いかなる時も子供ファーストで考え、適正規模・適正配置の取組を進めてまいります。

続いて、「姫路市における今後の小中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方に基づく学校配置の検討が必要な学校（案）」でございますが、統合の対象校を明示しております。このうち、「早急に統合を進める必要がある学校」については、2030 年度までに統合を完了させることとしております。また、統合を進める必要がある学校及び統合の検討を進める必要がある学校につきましても、順次、統合案や統合時期の目安を示したり、検討していきます。なお、一部の学校は同じ中学校区のため、一体的に検討することにより、表示している「統合時期の目安」にかかわらず、統合時期が早くなる場合があるとしています。

続きまして、「学校配置の再編スケジュール（案）」でございますが、「早急に統合を進める必要がある学校」について、具体的に、いつ、どの学校と統合するかを明示しております。

続きまして、「小中学校の児童生徒数（推計）（案）」でございますが、2050 年までの児童生徒数の推計について、便宜上、市内の小中学校を旧姫路市総合計画において示しておりました 13 の地域ブロックに分けて表示したものです。各学校の児童生徒数の枠内を赤色で表示している部分が、学級編制基準上複式学級となることが見込まれることを表しており、黄色で表示している部分が、1 学年 1 学級以下と見込まれることを表しております。

なお、これらの資料につきましては、今年度末に公表したいと考えております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

（意見）

こうして見てみると、少子化が進んでいることが可視化されます。

(問)	小規模特認校の持続が難しい場合、新規の入学を止めることになると思います が、目途としていつ頃を想定していますか。
(答)	基本方針では5年間で複式学級が解消されない場合、統合等の取組方策を進める ことになっています。現在の小規模特認校である苅野小学校と安富北小学校は、令 和5年度から制度を導入しており、仮の話にはなりますが、4年目に当たる令和8 年度の児童数・学級数を見て、複式学級解消が見込めないようであれば、最終年度 に当たる令和9年度の入学者の募集を停止し、令和10年度の統合に向けて準備を 進めるというのが最短のスケジュールになろうかと思います。
(問)	残っている教職員や児童への通知は、早めにされるほうがよいと思います。
(答)	在校生はその学校の環境を気に入って入学されていますので、在校生やその保護 者などへは丁寧に説明する必要があると考えております。
(意見)	今年度末に公表し、地域の皆さんに御理解いただくという形になります。
教育長	○ 他に意見等はございませんか。 ○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。 議案第43号 姫路市における今後の小中学校の適正規模・適正配置の基本的 な考え方について 原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。
(委 員)	[挙 手]
教育長	○ 全員賛成と認め、議案第43号は、原案のとおり可決しました。 ○ 次に、 報告事項の1 市立小・中・高等学校体育館の空調整備完了予定年度について 事務局からこの件について説明してください。
(事務局)	○ (学校施設課長 報告事項の1について説明) 本件は、令和6年6月に報告いたしました体育館への空調設備の完了予定年度 に関して、一部の学校に変更が生じているため、現時点での完了予定年度につい て報告するものでございます。 まず、「整備順の考え方」につきましては、6月時点と変更ございません。ま た、「完了予定年度及び空調方式」の空調方式につきましても、変更ございませ ん。 完成予定年度につきまして、令和7年度及び令和8年度完成予定校の一部で変

更があり、変更対象校を学校名の左に表示しております。6月時点における、7年度の変更対象校は、8年度完成を見込んでいたものが7年度に前倒しとなったものであり、対して8年度の変更対象校は、7年度完成を見込んでいたものが8年度に後ろ倒しとなったものでございます。変更の理由としまして、7年度から8年度に後ろ倒しになったものにつきましては、設計入札の不調により、スケジュールの変更を余儀なくされたものでございます。このままでは、8年度の工事が大幅に増加することになりますので、年度間の工事数の調整のため、前倒しが可能な一部の学校について、7年度完成に変更しております。これにより、7年度完成校は、11校減の60校、8年度完成校はその分増加し、38校となります。スケジュールが後ろ倒しになっている状況ではございますが、引き続き、8年度までの全校設置に向けて取り組んでまいります。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

機器の高騰などの影響で、電気方式の空調の一部で対応が難しく、後ろ倒しの計画になっていると思います。7年度分は確定して動いているところ、8年度の電気方式の対応については、入札を経て目途が立っている状況ですか。場合によっては、都市ガス方式へ変換して8年度に対応できるようにするのですか。

(答)

電気方式の学校は、都市ガス供給エリア外になりますので、都市ガスへ変換することはできません。主な変更理由は、設計業者が手いっぱいに入札が不調となったことです。今年度は設計に係る入札が終わり、工事の段階になっております。

(問)

先ほど説明いただいた学校配置の再編スケジュールとは関係なく、体育館の空調整備をするのですか。例えば、令和8年度完成予定校として谷内小学校が挙がっていますが、令和9年に統合を進める学校となっているので、もったいないと思います。

(答)

廃校となったとしても、体育館は避難所やスポーツ等地域活動の場として活用することを考えておりますので、空調については統廃合にかかわらず整備していきたいと思っています。

(問)

廃校となっても、基本的に体育館は全て残すのですか。

(答)

前例として、山之内小学校は廃校後も避難所や地域活動の場として、体育館を使用しています。教育委員会所管でなくなる可能性はあるものの、統廃合の予定がある中で空調設置の計画を立てておりますので、対応してまいりたいと考えております。

(問)

教育委員会の所管ではなくなる場合、市のどの部局に移るのでしょうか。

(答)

使い方にもよりますが、前例では管財課が所管しています。

教育長

○ 他に意見等はございませんか。

○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の1についてはこれです承したいと思います。

○ 次に、

報告事項の2 姫路市教育振興基本計画(案)に関する市民意見(パブリック・コメント)の募集結果について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (教育企画室主幹 報告事項の2について説明)

「市民意見の提出状況」でございますが、意見募集期間は令和6年12月20日から令和7年1月20日までの約1か月間でした。募集の周知につきましては、関係資料の各支所、地域事務所等への設置や市ホームページへの掲載に加え、本市の広報誌やテレビ、ラジオ放送、市公式ライン、教育委員会公式Instagram、保護者連絡アプリ等による周知、また、校園長会にも説明を行いました。

次に、「意見提出件数」ですが、お寄せいただいた意見の数は24通、50件でした。「市民意見の内容」の表は、いただいた意見を内容によって、基本計画(案)の章ごとに分類したものです。意見が複数の項目にまたがる内容の場合は、主な内容が含まれる項目に件数を計上しております。

「修正した箇所」ですが、パブリック・コメントを踏まえて2箇所修正しております。修正箇所には下線を引いております。

まず、「文化芸術活動の充実」の事業内容の3行目でございます。パブリック・コメントにおいて、「計画案の事業内容に加えて、『文化芸術活動を通じて、自己表現力やコミュニケーション能力を育成し、将来の豊かな人間関係構築に寄与する資質・能力の向上を図る。』といった文言の追加をしてほしい」との意見がございました。この意見を踏まえ、下線部を追記し、「文化的な体験活動を通じて、自己表現力やコミュニケーション能力を育成し、将来の豊かな人間関係構築に寄与する資質・能力の向上を図る。」としております。

次に、「不登校への対応」でございます。パブリック・コメントにおいて、「不登校児童生徒への対応を求める」といった意見が多数ございました。この意見を踏まえ、下線部を追記し、『学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)』の設置に向けて研究を進める」としております。

「提出された市民意見及び意見に対する考え方(案)」につきましては、市民意見の要旨と意見に対する市の考え方(案)は記載しているとおりでございます。いくつか紹介しますと、「ICTを日常的に活用し、情報活用能力を向上させつつ、課題設定から情報収集、整理・分析、まとめ・表現までの探究プロセスを踏

まえた授業づくりを進めてほしい。また、子供たちに主体的で深い学びを促し、『面白い』『楽しい』と感じる学びの空間デザインを進めてほしい。」「障害のある子供、外国につながるのある子供、家族を頼れない子供、不登校である子供等、多様な個性や生活背景を持つ子供たち全てに『学ぶ権利』を保障する必要がある。そのために、学校や地域、関係機関が連携し、合理的配慮を行い『共生共学』の実現に取り組んでほしい。また実現に向けて必要な人的配置や環境の整備を拡充することに力を入れてほしい。」「持続可能な学校経営には施設整備の見直しが不可欠である。教育上望ましい集団活動を確保するため、学校園の規模や配置の適正化が必要となる。また、教職員の多忙化は、大きな課題の一つであり、教育振興基本計画が教職員の働きやすさにどう寄与するのか具体的に明示してほしい。」、などの意見がございました。

「その他の修正等」として、事業の名称変更や注釈文の変更等の修正についてもまとめて記載しております。

「子どもたちが通いたくなる学校園づくり」の事業名の一部を「学校サポート専門チームの活用」へと修正しております。これは従来の「学校サポート・スクラムチーム」の名称をより分かりやすいものにするため、「学校サポート専門チーム」に名称変更することに伴うものでございます。それにかかわるものとしまして、「いじめへの対応」の事業内容の下線部、「学校サポート専門チームの活用」及び事業内容の下線部を修正しております。

「家庭や地域と手を携え共に育む教育の推進」の事業名の一部を「部活動の地域展開」に修正しております。

注釈 20 については、内容がより伝わるよう下線部のとおり修正しております。

注釈 50 については、教育D Xについて、内容が端的に伝わるように修正しております。

続いて、「部活動の地域展開」でございます。令和 6 年 12 月に策定した「姫路市中学生スポーツ・文化芸術活動（新たな地域クラブ活動「姫カツ」）推進計画」に基づき、下線部のように事業内容と注釈を修正しております。

以上のパブリック・コメント結果につきましては、基本計画の策定に併せて公表してまいりたいと考えております。

なお、本件は 3 月中旬の市議会文教・子育て委員会に報告した後、3 月の定例教育委員会で議決をいただき、計画策定完了となります。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

スクールソーシャルワーカーの配置について、学校間で過不足が生じていると思いますが、利用申込の状況は把握されていますか。

(答)

スクールソーシャルワーカーの利用状況については、毎月集計をしています。現在、全中学校に月 2 回（年 140 時間）配置することを基本としており、ニーズが高い学校においては、年 190 時間や 210 時間の配置としています。全体的にニーズが

高まっていますので、190 時間の配置校を 210 時間の配置に変更したり、140 時間の配置校においてさらに充実を図る等、対応してまいりたいと考えております。

(問) バランスはとっていただいているということでしょうか。

(答) そのとおりです。

教育長

○ 他に意見等はございませんか。

○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の 2 についてはこれです承したいと思います。

○ 次に、
報告事項の 5 市立学校園における包括管理業務委託の導入について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (学校施設課長 報告事項の 5 について説明)

本件は、令和 8 年度導入予定の市立学校施設の包括管理業務委託について、その概要等を報告するものでございます。

「目的及び導入時期」につきましては、安全・安心な教育環境を確保するため、市立学校園における点検・保守・修繕等について、専門的知識と技術を有する民間事業者を相手方とする包括的な管理業務委託を令和 8 年度から導入するものとし、令和 7 年度は委託業者の選定及び運用開始に向けた準備等を行うこととしております。

「市立学校園における施設維持管理の現状と今後のあり方」についてでございますが、本市学校施設の維持管理につきましては、法定点検の結果や校園長への聞き取り等に基づき、学校園で対応できる軽易な修繕は学校園で、学校園で対応できない比較的高額な修繕は学校施設課で、大規模な改修等は営繕課工事で対応しております。

しかし、老朽化は急速に進行しており、長寿命化計画を策定した令和 2 年度は、建築後 40 年以上経過した施設が全体の 68%でございましたが、令和 5 年度には 82%に急増し、全国平均と比較しても本市学校施設の老朽化は深刻であり、その対策が喫緊の課題となっております。同時に、教職員の負担軽減、施設・設備の不具合に対する迅速な対応も求められているところでございます。

これらの状況を踏まえ、今後の維持管理については、専門的知見を持つ者による定期的な点検保守及び修繕を実施することが必要ですが、限られた人員、予算の中では、本市職員のみで対応することは困難でございます。よって、委託により実施している点検や保守業務並びに、学校園及び学校施設課が対応している修繕業務について、包括的な業務委託により実施しようとするものでございます。

「包括管理業務委託について」でございますが、まず、業務委託のイメージは、

お示ししている図のとおりでございます。点検・保守業務、具体的には、建築物等の12条点検やエレベーターの保守点検、消防設備等保守点検等につきましては、包括管理業務受託者がその専門業者に依頼し、業務を行い、その結果を取りまとめて学校施設課に報告します。また、修繕業務、例えば、雨漏り修理、扉修理等につきましては、学校から依頼を受けた包括管理業務受託者が、各修繕業者に修繕を依頼し、支払いまでを行います。さらに、従来の法定点検に加えて、数か月に1回程度、包括管理業務受託者が定期的に学校施設を巡回し、不具合個所の有無を確認する、「巡回点検」を実施することを予定しております。これらの業務を包括管理業務受託者が一括して実施し、点検、修繕の結果を集約することで、より精度の高い改修計画を作成することができ、効果的な老朽化対策に資することや、包括管理業務受託者が定期的に巡回点検を実施することで、現場の教職員では判断、確認しにくい内容、箇所についても専門的知見を持つ者が点検するため、修繕の必要性の有無を正確に判断し、よりの確に不具合へ対応することが可能となります。また、現場の教職員が不具合箇所について、直接専門的知見を持つ者に相談できるため、心理面も含めて教職員への負担が軽減されることが期待できるのではないかと考えております。

次に、対象施設につきましては、市立学校園137施設のうち教育委員会が管理する施設でございます。予算額は、令和8年度から令和12年度の5年間の債務負担行為として、35億5,260万1千円でございます。1年当たり、約7億1千万円であり、これは、従前の保守・点検・修繕費用に加えて新たに発生する包括管理業務受託者の人件費・事務費等、いわゆるマネジメント料を含んだものでございます。なお、令和8年度の業務開始に向けて、令和7年度は委託業者の選定及び運用開始に向けた準備等を行うこととしておりますので、令和7年度の予算はございません。

次に、導入スケジュールとしましては、3月から5月にかけて、受託希望業者に対してサウンディング調査を実施いたします。これは、本市が想定する業務内容及び事業規模で受託可能かどうか、業者側は受託に際してどのような希望、条件があるか等を事前に把握する調査のことでございます。

そして、7月から10月にかけて、包括管理業務受託者の選定を行います。その受託者を決定した後、受託者と協議しながら契約締結を含む準備を行い、令和8年4月に開始したいと考えております。なお、業務委託の期間は、令和8年度から令和12年度の5年間を予定しております。

「県内他都市の状況」についてでございますが、県内でも導入が進んでおり、本市においては、学校施設に導入いたします。

「現行受託業者の受注機会の確保」についてでございますが、包括管理業務委託導入後は、市に代わって包括管理業務受託者が保守・点検業務、修繕業務を直接各業者に依頼することとなりますが、その際には現行受託業者が受注機会を確保できるよう検討をいたします。

また、導入に当たっては、市内業者を含め現行受託業者へ説明会を開催する等、導入後の受注に不安を感じられる業者に対しても丁寧の説明してまいりたいと

考えております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

他市町では包括管理業務委託を行うと、相対的にはコストが下がっていると思いますが、本市では管理業務だけを委託するため、コストが上がるということですか。

(答)

12条点検や消防設備点検等委託業務、学校園及び学校施設課が発注している業務に加え、受託者のマネジメント料が必要となるため、コストとしては若干上がりますが、心理面も含めた教職員の負担が軽減されることから一定の効果が期待でき、専門的知見を持つ者が対応するため、長寿命化改修までの期間を延長することも期待できると考えております。

(問)

極端に言うとも、現行の受託業者が受注できるようにしておいて、取りまとめ業務のみ別途費用を使って外部へ委託するようなイメージですか。

(答)

これまで市職員では手が届かなかった部分についても、専門的な知見を持つ方に依頼するという形になります。人件費の面で負担が増えることから市民にとってのメリットがなかなか見出せず、長期間財政当局と協議し、やっと導入に至った状況です。職員が行っていた際の経費との比較にはなりますが、これからの長寿命化改修に向けて日頃のメンテナンスが非常に大切であるところ、人の手を借りないとなかなかできていなかった部分もありますし、職員の新たな採用も難しい状況ですので、このような仕組みでしようということでございます。

(問)

例えば、エレベーターの定期点検に際して、従来も点検に加えて周辺の修繕業務を担っていたと思います。それらの点検を個別にするのが大変なので、包括的に横軸で全てそろえて行うのがよいと考えていたのですが、説明を聞くと何がよいのかよく分かりません。

(答)

エレベーターは学校施設課が年度単位で契約し、毎月のリモート点検及び四半期ごとの定期保守点検での報告を受けております。維持管理を行う市の技術職員も不足しているため、そこを外部委託によって補完する狙いもあります。

(意見)

老朽化によって安全面の維持が課題となっている中、職員を新たに採用してメンテナンスを続けることには限界があるため、試算すると委託した方がコスト減になるということだと思います。

(問)

修繕関係の業務については、市の営繕課が窓口となって受託業者へ発注すると思うのですが、そこに包括外部委託のような仕組みはないのですか。

- (答) 大規模な改修工事は営繕課で行っていますが、それ以外は所管課で対応しています。
- (問) 予算額約 35 億円のうち、包括管理業務委託を行うことでプラスとなる費用はどのくらいですか。
- (答) 1 年度当たり、約 1 億 4,000 万円です。
- (問) 5 億 6,000 万円だった業務に対して、今後は毎年 1 億 4,000 万円をかけて発注するということだと思うのですが、費用をかけすぎではないですか。
- (答) 施設が老朽化しており、本来であれば頻繁に行うべき点検ができておらず、実際に底のタイルが落下したり、天井が落ちる等の事案も起きています。日々の点検がしっかりとできていれば防げた事案であろうということで、もっと点検業務に注力するため、今回の包括管理業務委託を行うことになりました。今までも点検は行ってきましたが、老朽化によって点検を必要とする箇所が増加しており、工事が必要となっても予算の調整など間に合わない状況が増えると予想されますので、早めに修繕が必要な箇所を発見して修繕するというのが、今回の一番の目的です。
- (問) 1 億 4,000 万円は追加の人件費ということですが、新たに必要な修繕が発見された場合は、さらに費用が増えるということですか。
- (答) 修繕箇所が増えた場合、費用がさらに増加する可能性がありますし、場合によっては受託者の手数料も増加する可能性がございます。
- (問) 簡単に言うと、新たな修繕も含めて年間費用が 7 億円ということではなく、修繕が必要かどうかの確認に要するマネジメント料が 1 億 4,000 万円で、新たな修繕が必要となればさらに費用が膨らむということですか。
- (答) 学校数が多いので、どうしてもそのぐらいの費用がかかってしまいます。職員が行うと、さらに費用がかかってしまうのが現状です。
- (問) そんなに費用がかかるものでしょうか。
- (答) 費用は他市町を参考にして算定しており、市の財政担当者等の確認も受けた中で、この金額で予算化するという形になっています。
- (問) 期間が 5 年となっていますが、同じ業者へ 5 年間委託するのですか。
- (答) 包括管理業務は 1 者に 5 年間発注する予定です。

- (問) このくらいの期間が適切だということでしょうか。ふさわしくない相手と契約してしまうと、契約相手を変更しなければならないのではないかと思います。どうですか。
- (答) 他市町でも実績のある業者が契約の相手方になると思っていますし、概ね5年単位で契約をしているものと認識しています。
- (意見) 包括管理業務委託が必要だということは納得いただけると思うのですが、毎年かかる費用をどう考えるのかについては、議論が続いていたところです。
- (意見) 費用だけでなく、費用と仕事量の双方が大切だと思います。リーズナブルかどうか、仕事量に対応する金額なのか、見極めなければならないと思います。
- (答) 受託業者において、巡回点検や工事の発注、施工管理等従事していただく方を約十数名採用することを見込んでいます。
- (問) 採用者は本市専属ですか。
- (答) そのとおりです。
- (問) 今一つ、すっきりしません。結局、点検発注業務ということになり、修繕箇所が発見されるとその都度発注を要する形だと思います。軽微な修繕は費用に含まれていますか。
- (答) 巡回点検の際に工具を持参しますので、持参している工具で対応できるものであれば、内製化として契約に含まれます。
- (意見) 従前の保守・点検・修繕費用には、人件費も含まれていると思うのですが、包括管理業務委託によってさらに費用が必要になってくるということですか。
- (答) エレベーターや水道点検などは従前どおりの専門業者による対応となります。イメージとしては、教職員が行っていた学校での巡回・点検等を新たに外部に発注することになります。
- (問) 今までは学校施設課が学校を巡回していたのですか。それとも、学校単位で点検していたのですか。
- (答) 遊具等の点検については教職員が行っており、不具合があれば学校施設課が連絡を受けて現状を確認し、必要に応じて工事の発注等をしていました。修繕部分に関

しては、20 万円以下に限定して各学校の事務職員が発注等を行っていました。そういったもの全てを受託業者が担い、学校施設課へ連絡をした上で発注し、施工管理まですることになります。

(答) 教職員の負担軽減という観点においては、働き方改革が進行し、教職員が学びへ注力するようと言われている中で、非常に有難い仕組みだと思っております。これまで月に1日「学校安全の日」を設けて全教職員で施設を巡回して点検を行っていましたが、教職員は専門知識がなく、不安を抱えながら実施しておりました。外壁の崩壊などの事象は、子供たちの命にかかわるものですので、心理的な面での教職員の負担軽減という点においては、非常に効果が大きいと感じています。

(問) 業務委託に関して反対しているわけではありません。委託内容とコストが見合っているのかが気になっています。一般的に包括的に業務を委託する場合、従来よりも費用が下がると思うのですが、そうではない状況です。今回は点検と発注業務に限定するような委託になっていますが、個別の業務をまとめるので総じて減額となるのであれば、教職員の負担が軽減され、費用も下がるので効果が得られると考えます。個別に従来の受託業者へ発注をかけるということになると、手間を外部にお願いしただけという形になるのではないですか。

(答) 行政が行うことですので、これまで対応いただいていた業者への受注機会は、ある程度確保しなければなりません。「見えないコスト」とも言える学校の教職員や市の職員が行っていた業務を外部へ委託することで、費用はかかりますが、費やしていた時間を他の業務に回すことができるという点でメリットもあるかと思えます。総額の部分は、下げられるよう今後も取り組んでいく必要があると考えています。

今回は導入について報告をさせていただきましたが、引き続き、状況を報告させていただきたいと思えます。

(意見) 他市町の状況もよく確認して進めていただければと思います。

教育長 ○ 他に意見等はございませんか。

○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の5についてはこれです承したいと思います。

・・・[非公開案件の審議]・・・

教育長 ○ 次に、
報告事項の7 姫路市青少年センター個別実施計画案の策定について

事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (生涯学習課長 報告事項の7について説明)

施設の廃止、集約化、複合化、転用等のあり方検討が必要な施設については、公共施設等総合管理計画における個別実施計画を策定することとされており、青少年センターはこの対象施設となっておりますので、この度、計画を策定するものでございます。

今後、青少年センターが設置されている市民会館が、大規模改修を行わず、取り壊しを前提とされていることから、現在の場所での青少年センターは廃止とします。

同センターの概要につきましては、設置目的といたしまして、青少年に対して幅広い活動と交流のできる機会を提供する、場所は市民会館 6・7 階、設置時期は平成 15 年 12 月 1 日、内容としましては、6 階に無料施設、7 階には音楽やダンスに使用できる有料の部屋がございます。

同センターの開設に至る経緯につきましては、市議会にて「若者のエネルギー発散の場づくりが必要ではないか」との意見があり、その過程において、スポーツ、文化、音楽等の施設が必要とのことで青少年センターの構想が浮上しました。

市議会での、「市民会館内の結婚式場祥栄殿跡の空きスペースを若者の活動場所に」との発言も契機となり、中高生などの若者が交流を深める居場所として、また、インターネットでの新しい情報の入手や、音楽やダンス等を通じて自己表現ができる場として施設整備が行われました。

施設の現状につきましては、開館後 20 年余りが経過し、青少年を取り巻く環境や利用者の目的は変化しており、居場所としての利用ではなく、高校生を中心に自習室としての利用が多く、有料施設については、主にダンスに使用されている創作活動ルーム以外の稼働率は低い状況となっております。有料施設が最も利用された平成 24 年度と比較すると、利用回数は約 70%減、年間稼働率は約 30%減、利用人数は約 80%減となり、大きく減少しています。

現状の課題としましては、当初想定した施設の利用方法とは異なり、自習室としての利用がほとんどであるため、「必要な機能とは何か」を検討しなければなりません。また、無料施設は高校などの定期テスト期間を除いた、平日日中の利用者は少なく、有料施設の稼働率は低い状況となっております。

今後の方針につきましては、施設の入っている市民会館が大規模改修を行わず、取り壊しを前提としているため、現在の施設は廃止し、関係部局と連携しながら、必要な機能について、現状でのニーズや期待できる効果、費用等を勘案しながら検討を行っていきます。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

利用回数が非常に少ない状況ですので、閉鎖することは順当だと思いますが、団体の利用状況はどうなっていますか。特定の団体がよく使用しているのか、様々な

団体が使用しているのかによって、対応が変わってくると思います。

(答) ダンスや音楽につきましては、特定の登録団体が使用している場合もありますが、例えば、高校の文化祭前に高校生のグループが使用している場合などもあります。正確な数値は持ち合わせておりませんが、感覚的には、登録団体とそうでない団体の使用割合は、半々ではないかと思います。

(問) 何らかの形で受け皿が必要だと思います。閉鎖時期はまだ決定していないのですか。

(答) 市民局で検討中ですので、正確な閉鎖時期はまだ決まっておりません。

教育長 ○ 他に意見等はございませんか。

教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の7についてはこれです承したいと思います。

教育長 ○ 次に、日程第5 次回委員会開催日時等を議題といたします。
事務局より説明してください。

(事務局) ○ 次回の定例教育委員会ですが、3月21日木曜日の午後1時00分に開催していただきたいと思います。

教育長 ○ 事務局からの提案どおり、次回の委員会については、3月21日木曜日の午後1時00分に開催することに御異議ございませんか。

(委員) [異議なしの声あり]

教育長 ○ 異議なしと認めます。よって、次回の委員会の開催については、3月21日木曜日の午後1時00分に開催することといたします。

- 以上で本日の案件は全て終了しました。
- それでは、日程第6 その他に入りたいと思います。
- 事務局から、何か報告、連絡事項はありませんか。

(事務局) [特になし]

教育長 ○ 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いたします。

○ 散 会 (午後4時30分)